

徳島駅前地下自転車駐車場 指定管理者募集要項

令和5年8月

徳島市 市民生活相談課

目 次

	ページ
1 募集の趣旨	1
2 施設の概要等	
(1) 施設の管理運営方針	1
(2) 施設の概要	1
3 管理の条件等	
(1) 指定期間	2
(2) 指定管理者が行う業務	2
(3) 管理の基準	2
(4) 納付金及び経費に関する事項	3
(5) 運営体制	4
(6) リスク分担	4
4 応募資格	4
5 申請の手続き	
(1) 指定管理者募集スケジュール	6
(2) 募集要項の公表及び配布期間	6
(3) 現地説明会の実施	6
(4) 募集内容等に係る質問の受付	7
(5) 申請書類の受付	7
(6) 申請書類	8
6 指定管理者の選定方法	
(1) 選定委員会	8
(2) 審査の日程	9
(3) 指定管理者の候補者の選定	9
(4) 選定結果の通知	9
(5) 選定基準	9
(6) 審査の対象又は優先交渉権者からの除外	10
7 指定管理者の指定	
(1) 指定の方法	10
(2) 協定書	10
8 留意事項	
(1) 業務の継続が困難となった場合の措置	10
(2) 申請書類等の取り扱い	11
(3) 費用負担	11
9 問合せ及び申請書提出先	11

徳島駅前地下自転車駐車場指定管理者募集要項

1 募集の趣旨

徳島市（以下「市」という。）では、徳島駅前地下自転車駐車場（以下「自転車駐車場」という。）の管理運営業務を効率的に行うため、地方自治法（昭和22年法律第67号）第244条の2第3項及び徳島市公の施設に係る指定管理者の指定手続等に関する条例（平成17年徳島市条例第21号）第2条の規定に基づき、以下により自転車駐車場の管理運営を行う指定管理者を募集します。

指定管理者制度では、公共的団体等に限らず民間事業者を含む法人その他の団体が、市議会の議決を経て指定されることにより、施設の管理運営ができるようになりました。これにより民間の能力・ノウハウを幅広く活用し、一層の住民サービスの向上を図ることを目的とするものです。

2 施設の概要等

(1) 施設の管理運営方針

当該施設は自転車の利用者の利便に供するとともに、徳島駅前広場及びその周辺の自転車の放置を防止することにより、防災活動及び通行機能の円滑化を図るとともに、都市の美観を維持し、安全で快適な生活環境を確保することを目的として設置されています。指定管理者の創意工夫による管理運営で、より質の高いサービスを利用者に提供することを期待するものです。

(2) 施設の概要

- | | |
|----------|---|
| 1. 施設名称 | 徳島駅前地下自転車駐車場 |
| 2. 所在地 | 徳島市寺島本町東3丁目4番地の3 |
| 3. 供用開始日 | 昭和59年6月1日 |
| 4. 建物概要 | 構造 鉄筋コンクリート造
地下1階 1,564.125 m ² 一部地上1階 30.207m ²
自転車の出入口 東側の南北2か所
人の出入口 西側の南北2か所 |
| 5. 駐車台数 | 自転車 1,350台（全車平面自走式） |
| 6. 供用時間 | 毎日24時間利用に供する。（年中無休） |

3 管理の条件等

自転車駐車場の管理の条件等は、以下によるほか、詳細については徳島駅前地下自転車駐車場管理業務仕様書（以下「仕様書」という。）によります。

- (1) 指定期間 令和6年4月1日から令和11年3月31日まで（5年間）
なお、指定期間内であっても、管理を継続することが適当でないと認めるときは、指定を取り消すことがあります。

(2) 指定管理者が行う業務

- ① 自転車駐車場の供用に関する業務
- ② 駐車券の発行に関する業務
- ③ 自転車駐車場の維持管理に関する業務
- ④ その他市長が必要と認める業務

(3) 管理の基準

1. 供用時間及び入出場取扱時間

徳島市自転車駐車場設置条例（以下「条例」という。）第5条で規定のとおり、供用時間は毎日24時間利用に供するものとします。指定管理者は入出場取扱時間について、市長の承認を得て、制限することができます。

現在、入出場取扱時間は午前5時30分から午後11時30分までです。

利用者に対するサービス向上のため、取扱時間を拡大しようとする提案は、事業計画書に記載してください。

2. 利用料金

施設の利用料金は、条例で規定している額を上限とし、その額の範囲内で指定管理者が市長の承認を得て、定めることとなります。利用料金の提案は事業計画書に記載してください。現在の2時間未満の普通駐車を無料とする取り扱いを継続又は拡大しようとする提案も、事業計画書に記載してください。

指定期間において利用料金の額を変更しようとするとき、指定期間開始時の利用料金の設定額を超える申請は、収入の減少、消費税等の税率の変動をはじめとする経費の増加、又は天災等不可抗力による40日以内若しくは40日を超える施設の休止、その他いかなる事由に関わらず、できないものとします。このことに注意して利用料金の提案を行ってください。詳細は仕様書「2(10)利用料金について」を参照してください。

なお、条例及び施行規則に減免規定はありません。したがって、特定の団体又は個人に係る利用料金を減免することはできません。

3. 施設の利用制限について

条例第13条の各号に該当する場合は、自転車の駐車を拒否しなければなりません。

また、駐車できるのは自転車（道路交通法第2条第1項第11号の2）に限られますが、人の力を補うため電動機を用いる自転車（道路交通法施行規則第1条の3）は含まれません。上記以外の原動機付き自転車、自動二輪車等を駐車させることはできません。

4. 指定管理業務の一括委託の禁止

指定管理業務を一括して第三者に委託し、又は請け負わせることはできません。ただし、指定管理業務の一部について、あらかじめ市の承認を得た場合はこの限りではありません。現指定管理者の一部委託業務及びその費用については、仕様書「参考資料4」を参照してください。なお、現在の一部委託先業者名は公表しません。

(4) 納付金及び経費に関する事項

1. 基本的事項

管理運営にあたっては地方自治法第244条の2第8項の規定に基づく利用料金制を採用します。利用料金制とは、利用者が支払う利用料金を直接指定管理者の収入とすることができる制度です。従ってその管理運営に係る収支について、一定の責任を負うこととなりますので、施設の利用を促進し、収入の確保を図る努力が求められます。

自転車駐車場の利用者の利便性を図るものであれば、指定管理業務以外の自主事業（レンタサイクル・自動販売機設置等）を運営し（仕様書「5施設の目的外使用」参照）、その収入を指定管理者の収入とすることができます。

各年度の利用料金収入と運営管理費（税法及び企業会計の取り扱いに関わらず、納付金を含まない。以下同じ。）との差額である剰余金が生じた場合、納付金を控除した残額は指定管理者の利益となります。

剰余金が生じない場合、天災等不可抗力による40日以内又は40日を超える施設の休止の場合、その他いかなる事由に関わらず、市から指定管理者に対し、赤字補填、補償は行いません。また、市から指定管理者に対し、指定管理料は支払いません。

2. 納付金（固定納付金）

毎年度「**1,260,000円**」で、その半額の**630,000円**を、毎年度9月末日までに、残額の**630,000円**を、毎年度末3月末までに、納付していただきます。

なお、各年度の納付金の金額は、各年度の収入の減少、消費税等の税率の変動をはじめとする経費の増加、又は天災等不可抗力による40日以内の施設休止に関わらず、指定期間5年間は一定とします。

3. 運営管理費

運営管理費の上限は、消費税等の税率の変動に関わらず、指定期間5年間一定とし、「**26,335,000円**」とします。この額を上限として収支計画書（様式4）を作成してください。

なお、自転車駐車場の設備のうち、駐車券発行機と自動読取計算機（以下「駐車券発行機等」という。）は、市の備品ではなく、現指定管理者が令和6年**4月20日**

までのリース契約により設置しているものです。したがって、その期日までは、次期指定管理者は当該リース契約を継承できることが必要（契約が可能か否かは、支払能力についてリース会社が審査のうえ決定）で、その費用（仕様書「参考資料5③」参照）を負担することになります。その後については、当該リース契約を継続又は別の駐車券発行機等を設置することも可能です（費用は、指定管理者負担）。

(5) 運営体制

1. 従業員の雇用に関すること

従業員の配置は次のとおりとします。入出場取扱時間は必ず有人対応とします。総人員数（延べ人員数）は規定していません。ただし、平日の午前8時30分から午後5時15分までは、常勤の責任者1人を配置してください。

- ① 1人勤務時間帯 開場時間から午前6時45分
- ② 2人勤務時間帯 午前6時45分から閉場時間
- ③ 3人（責任者1人を含む）勤務時間帯 平日の午前8時30分から午後5時15分

また、全従業員（臨時職員を含む。）の勤務形態等については、労働基準法・労働安全衛生法・その他労働関係法令を遵守し、管理に支障のないように配置するものとします。

2. 業務遂行の準備

指定管理者に指定された後は、自己の責任と負担において、令和6年4月1日から円滑に自転車駐車場の管理業務を遂行できるよう、人的及び物的体制を整えるとともに、必要に応じて自転車駐車場の視察、管理業務の引継ぎを行ってください。

(6) リスク分担

自転車駐車場の施設・設備等の点検・保守及び一件20万円未満の施設・設備等の修繕・修理又は交換については、指定管理者の費用と責任において実施することとします。

ただし、一件20万円以上の修繕等を指定管理者の負担により実施することを妨げるものではありません。

また、20万円未満の予定額で修繕等を開始し、追加費用等が発生し20万円以上となった場合でも、全額が指定管理者の負担となり、市はその一部でも負担することはできません。

その他、市が想定するリスク分担の方針の詳細は、仕様書「6 リスク分担」を参照してください。

4 応募資格

指定管理者の指定を申請できる団体は、次のとおりとします。

- ① 徳島市内に事業所（本社・本店、支社・支店又は営業所等）を置いていること。
- ② 個人ではなく、法人その他の団体（以下「団体」という。）であること。

- ③ 施設の管理運営を安定的かつ円滑に行えるとともに、緊急時に迅速な対応が確実に果たせる団体であること。
- ④ 団体及びその代表者が、次の項目に該当しないこと。
- ア 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4第2項の規定に該当する者。
 - イ 地方自治法（昭和22年法律第67号）第244条の2第11項の規定により、本市又は他の地方公共団体から指定の取消しを受け、当該処分の日から起算して2年を経過しない者
 - ウ 本市が行う建設工事等の請負又は物品の購入若しくは製造の請負の指名競争入札について、指名停止又は指名回避等の措置を受けている者
 - エ 徳島市公の施設に係る指定管理者の指定手続きに関する条例（平成17年徳島市条例第21号）第3条第2項に該当する者
 - オ 暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下同じ。）
 - カ 暴力団又はその構成員（暴力団の構成団体の構成員を含む。）若しくは暴力団の構成員でなくなった日から5年を経過しない者（以下「暴力団の構成員等」という。）の統制下にある団体
 - キ 民事再生法（平成11年法律第225号）に基づく再生手続開始の申立て、会社更生法（平成14年法律第154号）に基づく更生手続開始の申立て又は破産法（平成16年法律第75号）に基づく破産手続開始の申立てがなされた者。ただし、民事再生法に基づく再生手続開始の申立て又は会社更生法に更生手続開始の申立てがなされている者であっても、再生計画の認可の決定又は更生計画の認可の決定が確定した者については、当該申立てがなされていない者とみなす。
 - ク 私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律（昭和22年法律第54号）第3条又は第8条第1項第1号に違反するとして、公正取引委員会又は関係機関に設定された日から2年を経過しない者
 - ケ 国税及び地方税を滞納している者
 - コ 労働基準法（昭和22年法律第49号）をはじめとする労働関係法令を遵守していない者
 - サ 役員（団体の監査役及び監事を含む。）のうちに、次のいずれかに該当する者がいる団体
 - a. 成年被後見人又は被保佐人
 - b. 破産者で復権を得ない者
 - c. 禁固以上の刑に処せられ、その刑の執行を終わり、又はその刑の執行を受けることがなくなった日から2年を経過しない者
 - d. 暴力団の構成員等
- ⑤ 複数の団体がグループを構成し、申請することも可能ですが、次のとおりとします。
- ア グループの所在地、名称を設定し、その構成する団体の中で代表となる団体を定めること。

- イ グループの構成団体は、上記①から④の要件をすべて満たすこと。
- ウ 構成団体間で協定書等を締結し、代表団体へ必要事項を委任すること。
- エ グループの構成団体は、他のグループの構成団体となったり、又はその団体単独で申請することはできない。
- オ 単独で申請した団体は、他のグループの構成団体となることはできない。

5 申請の手続き

(1) 指定管理者募集スケジュール

- | | | |
|---|-----------------|---------------------|
| ① | 令和5年8月1日～9月15日 | 募集要項の配布・公開（ホームページ上） |
| ② | 令和5年8月1日～8月8日 | 現地説明会の受付 |
| ③ | 令和5年8月9日 | 現地説明会 |
| ④ | 令和5年8月10日～8月21日 | 質問の受付期間 |
| ⑤ | 随時 | 質問への回答（ホームページ上） |
| ⑥ | 令和5年9月1日～9月15日 | 申請書類の受付期間 |
| ⑦ | 令和5年9月下旬～10月中旬 | 選定委員会による審査選定 |
| ⑧ | 令和5年11月1日 | 選定結果の通知・公表（ホームページ上） |
| ⑨ | 令和5年12月下旬 | 市議会での指定議案の議決 |
| ⑩ | 令和5年12月下旬 | 指定の通知 |
| ⑪ | 令和5年12月下旬 | 指定の告示・公表（ホームページ上） |
| ⑫ | 令和6年3月頃 | 事務引継等・協定締結 |
| ⑬ | 令和6年4月1日 | 業務開始 |

(2) 募集要項の公表及び配布期間

募集要項は、令和5年8月1日（火）午前8時30分より市のホームページ上で公表します。

募集要項、申請書様式、仕様書、その他の関係書類は、市役所本館1階市民生活課の窓口において、令和5年8月1日（火）から9月15日（金）までの午前8時30分から午後5時まで配布を行います。ただし、土・日曜日及び祝日は除きます。なお、郵送等（郵便、メール便等）での配布はいたしません。また、電子データ又は電子メールの添付ファイル等での配布もいたしません。

(3) 現地説明会の実施

日 時： 令和5年8月9日（水）午後2時から

集合場所： 徳島駅前地下自転車駐車場 地下1階 事務所前

参加資格： 本要項中「4応募資格」を満たす団体及びグループに属する方で、申込締切期限までに参加申込をした方

申込締切： 令和5年8月8日（火）午後3時まで（必着）

現地説明会参加申込書（様式10）に、必要事項を記入の上、持参、ファクシミリ又は電子メールで市民生活相談課に送付してください。なお、ト

トラブル防止のため、事後の着信確認をお願いします。

- 留意事項：
- 電話、郵送等での申し込みはできません。
 - 参加人数は、各団体及びグループで2名までとします。
 - 現地説明会への参加が、応募の条件ではありません。
 - 台風等荒天のときは現地説明会を延期する場合があります。この場合、参加申込をされた団体及びグループに属する方には市から連絡します。

(4) 募集内容等に係る質問の受付

受付期間：令和5年8月10日(木)から8月21日(月)午後5時まで(必着)

質問方法：○ 募集要項等の関係書類及び市のホームページ上に明記している事項を除き、募集内容等の解釈等に疑義があることについて、文書(A4横書き、様式は自由)を持参、ファクシミリ又は電子メールで市民生活課に送付してください。なお、トラブル防止のため、事後の着信確認をお願いします。

○ 本要項中「6(6)審査の対象又は優先交渉権者からの除外①」の規定に抵触又はその誤解を避けるため、直接口頭又は電話での質問はご遠慮ください。

○ 郵送等で送付された質問、受付期限後の質問又は現指定管理者を含む他の団体の応募意向等に関する質問には応じませんので、ご注意ください。

○ 質問者は本要項中「4 応募資格」を満たす団体及びグループに属する方とします。

回答方法：質問者には、受け付けた質問に対する回答をとりまとめ、随時、市のホームページにおいて回答(質問者名は非公表)する予定です。回答は募集要項等の修正又は追加となります。なお、指定候補者選定委員会(以下「選定委員会」という。)において、質問者・質問・回答が、審査の過程で委員に公表されることがあります。

(5) 申請書類の受付

受付期間：令和5年9月1日(金)から9月15日(金)までの午前8時30分から午後5時まで。ただし、土・日曜日及び祝日は除きます。

受付場所：市役所 本館1階 市民生活相談課

受付方法：申請書類一式を、持参により直接提出してください。郵送等での受付はいたしません。

提出部数：申請書類は、原本1部(カラー印刷可)、副本10部((6)申請書類①~⑭は、押印箇所のある書類もすべて、カラー及びモノクロコピー可)を提出してください。(原則として縦A4判左綴じ、横A3判折り込み混在可)

記載内容の変更等の禁止

：提出した申請書類は、これを書き換え、差し替え、追加又は撤回するこ

とはできません。また、提出部数を除き、申請書類に不備等があっても、市は補正の指示は行ないませんので、充分確認のうえ提出してください。

申請辞退：申請書類の提出後に、申請を辞退される場合は、令和5年9月15日
(金)午後5時までに辞退届(様式11)を提出してください。

(6) 申請書類

- | | |
|------------------------|-----------|
| ① 指定管理者指定申請書 | 様式1 |
| ② 事業計画総括表 | 様式2 |
| ③ 事業計画書 | 様式3-1～3-5 |
| ④ 収支計画書 | 様式4 |
| ⑤ 指定管理者指定申請者連絡先 | 様式5 |
| ⑥ 誓約書 | 様式6 |
| ⑦ 団体の概要 | 様式7 |
| ⑧ グループ構成団体届 [グループの場合] | 様式8 |
| ⑨ グループ協定書の写し [グループの場合] | |
| ⑩ 委任状 [グループの場合] | 様式9 |
- ⑪ 定款、寄附行為、規約その他これらに類するもの(最新のもの)
- ⑫ 法人にあっては当該法人の現在事項全部証明書、法人以外の団体にあつては代表者の住民票の写し
- ⑬ 申請を行う日の属する事業年度の収支予算書並びに直近2事業年度の事業報告書、貸借対照表及び損益計算書又はこれらに類するもの(新たに設立する法人又は設立初年度の法人にあつては、上記に替えて収支予算書又はこれに類する書類を提出してください。設立初年度の法人にあつては、さらに、設立時における財産目録も提出してください。また、設立2年目の法人等にあつては、前事業年度に係る書類を提出してください。)
- ⑭ つぎの税目のうち納税義務のある直近事業年度3年分の納税証明書
- ア 国税(法人税、消費税)
- イ 主たる事業所(本社・本店)の所在地の地方税(法人市県民税、事業税、事業所税、固定資産税、都市計画税等)
- ウ 主たる事業所を徳島市内に置いていない場合、徳島支社・支店・営業所等に係る徳島市・徳島県の地方税
- 法人以外の団体にあつては、代表者の納税証明書を提出してください。新たに設立する法人又は設立初年度の法人にあつては、提出を要しないものとします。

6 指定管理者の選定方法

(1) 選定委員会

選定委員会において、申請者のうち本要項中「4応募資格」を満たす者を対象に審査を行います。この際、申請者には事業計画についてプレゼンテーションを行っていただき、ヒアリングを実施します。

選定委員会は、選定の過程について非公開で、選定基準に基づく評価の上位順に優先交渉順位を決定し、この結果を市へ報告します。なお、選定委員会の委員構成は次のとおりです。

職 名（分野）	人 数（人）
学 識 経 験 者	1
公 認 会 計 士	1
利用者団体代表	1
市 職 員	2
計	5

(2) 審査の日程

審査（プレゼンテーション）は、令和5年9月下旬から10月中旬を予定しています。案内は別途文書で通知します。

(3) 指定管理者の候補者の選定

市は、審査結果の報告を受け、最優秀者を優先交渉権者として、両者の間で細目協議を行います。細目協議が整った段階で、指定管理者の候補者として選定します。

ただし、優先交渉権者と協議が整わない場合又は駐車券発行機等のリース契約継承に係るリース会社の審査が否認され当該契約継承が見込まれない場合には、優先交渉権者との協議は中止します。

この場合、選定委員会において次点となった者を優先交渉権者として、改めて協議を行うこととします。

(4) 選定結果の通知

指定管理者の候補者の選定結果は、令和5年11月1日（水）に、審査を受けた団体の全てに文書により通知します。また、市のホームページにおいても、申請団体の名称一覧、指定管理者の候補者に選定された団体の名称・総得点、項目別得点及び選定理由、選定されなかった団体の総得点などを公表します。

(5) 選定基準

審査は、次に掲げる選定基準により総合的に判断します。各項目の詳細及び配点については、別添の「指定管理者選定基準（配点表）」を参照してください。

- ① 団体の基本的事項
- ② 人的能力・物的能力の保有状況
- ③ 管理経費の縮減
- ④ 施設の効用を最大限に発揮できる提案内容
- ⑤ 危機管理の体制

(6) 審査の対象又は優先交渉権者からの除外

応募者が次に掲げる場合に該当したときは、その者を審査の対象又は優先交渉権者から除外します。

- ① 選定委員会の委員又は本件業務に従事する市職員に対し、本件応募について不正な接触の事実が認められた場合
- ② 申請書類に虚偽の記載があった場合
- ③ 複数の事業計画書を提出した場合
- ④ 本要項中「4 応募資格」に示す指定管理者の応募資格を満たしていないことが判明した場合
- ⑤ 申請者による業務履行が困難であると判断される事実が判明した場合
- ⑥ 著しく社会的信用を損なう行為等により、応募者が指定管理者として業務を行うことについてふさわしくないと市が認めた場合
- ⑦ その他不正な行為があったと市が認めた場合
- ⑧ 本要項中「6 (3)指定管理者の候補者の選定」ただし書きに該当した場合

7 指定管理者の指定

(1) 指定の方法

指定管理者の候補者の選定後、地方自治法第244条の2第6項の規定に基づき、市議会に指定管理者の候補者を指定管理者とする議案を付議し、議決を受けることとなります。ただし、市議会の議決を経るまでの間に、指定管理者の候補者を指定管理者に指定することが著しく不相当と認められる事情が生じたときは、指定管理者に指定しないことがあります。

なお、市は、指定管理者の指定に関する市議会の議決が得られないことにより指定管理者の候補者に生じた損害を負担しません。

(2) 協定書

議決を得た後、市と指定管理者は、先に実施した細目協議の内容を前提に、更に業務を実施する上で必要となる詳細事項について協議を行い、これに基づき徳島駅前地下自転車駐車場の管理に関する協定を締結します。

8 留意事項

(1) 業務の継続が困難となった場合の措置

1. 指定管理者の責に帰すべき事由により事業の継続が困難となった場合

市は指定管理者の指定を取り消し、又は期間を定めて管理業務の全部又は一部の停止を命じることができます。

この場合、指定管理者は市に生じた損害を賠償するものとします。なお、指定管理

者は、次期指定管理者が円滑かつ支障なく管理業務を遂行できるよう、引継ぎを行わなければなりません。

2. 不可抗力により業務の継続が困難となった場合

災害その他の不可抗力等、市又は指定管理者の責に帰することができない事由の場合、業務継続の可否について協議することとします。一定期間内に協議が整わない場合、市は事前に書面で通知することにより、協定を解除できるものとします。

なお、指定管理者は、次期指定管理者が円滑かつ支障なく管理業務を遂行できるよう、引継ぎを行わなければなりません。

(2) 申請書類等の取り扱い

1. 著作権

市が提示する設計図書等の著作権は市及び作成者に帰属し、申請者の提出する書類の著作権はそれぞれの申請者に帰属します。なお、本事業において公表する場合その他市が必要と認めるときは、市は提出書類の全部又は一部を無償で使用できるものとします。

2. 特許権

申請書類の内容に含まれる特許権、実用新案権、意匠権、商標権その他日本国の法令に基づいて保護される第三者の権利の対象となっている事業手法、維持管理手法等を用いた結果生じた事象に係る責任は、全て申請者が負うものとします。

3. 返却等

申請書類副本は審査のため、選定委員会の委員に配布します。また、提出された申請書類は、理由の如何を問わず返却しません。

(3) 費用負担

申請及び審査に際して申請者に係る費用については、すべて申請者の負担とします。

9 問合せ及び申請書提出先

〒770-8571 徳島市幸町2丁目5番地
徳島市 市民文化部 市民生活相談課（市役所本館1階）
TEL 088-621-5130・5145
FAX 088-621-5128
電子メール simin_seikatu_sodan@city-tokushima.i-tokushima.jp